

『（仮称）第7次千代田区ジェンダー平等
推進計画策定に向けた提言（案）』
検討資料

1

第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画の施策体系

2

第6次施策体系の個別検証

基本理念	基本的な考え方	目標	施策の方向	包含計画
性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現	性別や性的指向、性自認にかかわらず、だれもが尊重される社会をめざす	人権を尊重し、健康的な生活を支援する	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり 2 生涯を通じた心とからだの健康づくりの推進 3 生活上の困難を抱える女性などへの支援 4 LGBTsへの理解と人権尊重のための施策の推進 	
	多様なライフスタイルが実現できる社会をめざす	配偶者・児童等へのあらゆる暴力を根絶する	<ol style="list-style-type: none"> 1 DV・デートDVの防止と被害者の支援 2 児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策の推進 3 ハラスメント・性暴力等の防止への取組の推進 	千代田区配偶者暴力対策基本計画
	互いに認め合い、だれもが参画できる社会をめざす	地域社会におけるジェンダー平等を推進する	<ol style="list-style-type: none"> 1 政策・意思決定過程における女性の参画の拡大 2 ジェンダー平等の視点からの災害対策 	千代田区女性活躍推進計画
	行動計画の推進体制を充実する	ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する	<ol style="list-style-type: none"> 1 女性のキャリア形成・就労の支援 2 男性の働き方の見直しの推進 3 家事、育児、介護等と仕事の両立支援 4 誰もが働きやすい環境づくりの推進 	

第6次施策体系の個別検証(目標1 人権を尊重し、健康的な生活を支援する)

(施策の方向1) **人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり** (対象計画:男女共同参画計画)

施策内容

- ・人権尊重やジェンダー平等の意識づくりに向けた情報発信
- ・学校等あらゆる機会を捉えた人権尊重やジェンダー平等に対する理解を深める取組の実施

意識・実態調査に基づく検討結果

指標	策定時の値 令和2(2020)年度	現状値(速報値) 令和7(2025)年度	目標値 令和8(2026)年度
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた人の割合	区民:17.3% 青少年:20.5%	区民: 20.3% 青少年: 16.7%	区民:50% 青少年:50%
DV被害や児童虐待、いじめなどのない人権が尊重されている社会であると思う人の割合	区民:77.2%	区民: 72.5%	区民:85%

【区民会議等での主な意見】

- ジェンダー平等によって何をを目指すのか、その先にある姿(well-being)を明確にすべき
- 多様性の原点は「個の違いを知り、活かし合うこと」であり、「equity(公正)」の視点が重要
- アンコンシャス・バイアス**が依然として根強く残っている

▶ 目標は全て未達成のため、引き続き取組が必要

【参考】 国・東京都の動向

機関	分野	内容
国	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律(R7.6月改正)	求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対し、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることを事業主に義務付け 等
	「第6次男女共同参画基本計画(案)」策定での検討過程	計画中「1 男女共同参画の推進による 多様な幸せ(well-being) の実現(第1分野 ライフステージに応じて全ての人々が希望する働き方を選択できる社会の実現)」を新設
東京都	「東京都男女平等参画推進総合計画(案)」改定での検討過程	計画中「自分らしく生きていく 自らが希望する生き方を選択できる社会を目指して」「ささえる、ひろめる 男女平等参画を阻む意識の改革や環境整備」を政策の方向性として設定

提言のポイント

多様な幸せ(well-being)の実現や**性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)**への**取組**等の視点を含む提言が必要

第6次施策体系の個別検証(目標1 人権を尊重し、健康的な生活を支援する)

(施策の方向2) **生涯を通じた心とからだの健康づくりの推進** (対象計画:男女共同参画計画)

施策内容

- ・ライフステージに応じた各種検診や相談の実施
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての周知及び妊娠期から子育て期までの様々な支援の実施

意識・実態調査に基づく検討結果

指標	策定時の値 令和2(2020)年度	現状値(速報値) 令和7(2025)年度	目標値 令和8(2026)年度
がん検診受診率(子宮がん、乳がん)	子宮がん検診:41.0% 乳がん検診:59.0%	子宮がん検診:78.6% 乳がん検診:74.1%	子宮がん検診:増加 乳がん検診:増加
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」という言葉の意味を知っている人の割合	区民:13.6%	区民:14.3%	区民:19%

【区民会議等での主な意見】

○家族の多様性や性に関する教育・文化を、タブー視から一歩進める必要がある

▶ 目標は一部未達成のため、引き続き取組が必要

【参考】 国・東京都の動向

機関	分野	内容
国	第5次男女共同参画基本計画(R2.12月改定)	「第7分野 生涯を通じた健康支援」の中で、生涯にわたる男女の健康の包括的な支援等について規定
	「第6次男女共同参画基本計画(案)」策定での検討過程	「第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援」の中で、継続的な施策の実施を規定
東京都	東京都女性活躍推進計画(R4.3月改定)	「7 生涯を通じた男女の健康支援」の中で、母子保健医療体制の整備及び相談等の支援について規定

提言のポイント

「生涯を通じた健康支援」に係る国や都の施策の方向性等を注視しつつ、区の地域特性を踏まえた施策の提言が必要

第6次施策体系の個別検証(目標1 人権を尊重し、健康的な生活を支援する)

(施策の方向3) **生活上の困難を抱える女性などへの支援** (対象計画:男女共同参画計画・**女性支援計画**)

施策内容

・様々な困難を抱えた女性に対する各種相談及び経済的支援などを実施

意識・実態調査に基づく検討結果

指標	策定時の値 令和2(2020)年度	現状値(速報値) 令和7(2025)年度	目標値 令和8(2026)年度
男女共同参画センターMIWの一般相談を知っている人の割合	区民:11.9%	区民:13.5%	区民:17%

【区民会議等での主な意見】

- 家族の多様性や性に関する教育・文化を、タブー視から一歩進める必要がある
- 小さな声をすくい上げ、敬意をもって対話する「リスペクトとエール」の文化が必要
- 家庭内での意識は変わりつつあるが、行動変容には至っていない

▶ 目標は未達成のため、引き続き取組が必要

【参考】 国・東京都の動向

機関	分野	内容
国	「第6次男女共同参画基本計画(案)」策定での検討過程	「第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」の中で、「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」について規定
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(R4.5月制定)	・「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定 ・国、地方公共団体が困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記 等
東京都	困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画(R6.4月制定)	・都内に配置されている女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化、医療機関・警察等の関係機関や多様な支援を提供する民間団体等と連携・協働した支援体制の構築 ・日本有数の繁華街を複数抱える東京ならではの若年女性への対策を関係機関と連携し、より一層充実 等

提言3,4へ

提言のポイント

「生活上の困難に対する支援」に係る国や都の施策の方向性等を注視しつつ、困難な問題を抱える女性への支援施策を踏まえた提言が必要

第6次施策体系の個別検証(目標1 人権を尊重し、健康的な生活を支援する)

(施策の方向4) **LGBTsへの理解と人権尊重のための施策の推進** (対象計画:男女共同参画計画)

施策内容

- ・LGBTsに対する学習機会の提供
- ・悩みを抱える人の相談や居場所づくりの実施及び「パートナーシップ制度」等導入の検討

意識・実態調査に基づく検討結果

指標	策定時の値 令和2(2020)年度	現状値(速報値) 令和7(2025)年度	目標値 令和8(2026)年度
「LGBTs」という言葉の意味を知っている人の割合	区民:75.4% 青少年:76.1%	青少年:80.6%	区民:80%
LGBTs相談を知っている人の割合	区民:4.2%	区民:5.5%	区民:9%

【区民会議等での主な意見】

- 小さな声をすくい上げ、敬意をもって対話する「リスペクトとエール」の文化が必要
- 家庭内での意識は変わりつつあるが、行動変容には至っていない
- LGBTQなどマイノリティの視点を、教育・医療・生活全般で広げる必要がある

▶ 目標が一部未達成のため、引き続き取組が必要

【参考】 国・東京都の動向

機関	分野	内容
国	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(R5.6月制定)	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、国や自治体、企業、学校に対して、多様性の理解の増進等を明記 等
東京都	第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画(R5.4月改定)	①相談・支援体制の充実②啓発・教育の推進③職員理解の推進④庁内外の取組の推進の4つの施策の柱を掲げ、具体的な取組を実施

提言 2 へ

提言のポイント

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」等の制度趣旨を踏まえたLGBTQの新たな施策の提言が必要

第6次施策体系の個別検証(目標2 配偶者・児童等へのあらゆる暴力を根絶する)

(施策の方向1) **DV・デートDVの防止と被害者の支援** (対象計画:配偶者暴力対策基本計画)

施策内容

- ・DV・デートDVの防止に向けた情報発信等
- ・被害者の状況に即した切れ目のない支援の実施

意識・実態調査に基づく検討結果

指標	策定時の値 令和2(2020)年度	現状値(速報値) 令和7(2025)年度	目標値 令和8(2026)年度
身体的DV・精神的DVを認識している区民の割合	身体的DV:82.9% 精神的DV:57.4%	身体的DV:80.5% 精神的DV:60.0%	身体的DV:88% 精神的DV:62%
身体的デートDV・精神的デートDVを認識している青少年の割合	身体的デートDV:84.9% 精神的デートDV:63.5%	(令和2年度調査より認知率が高く、設問数等の兼ね合いから、調査未実施)	身体的デートDV:90% 精神的デートDV:69%
DVに関する相談窓口を知らない人の割合	区民:13.2%	区民:18.2%	区民:8%

【区民会議等での主な意見】

- デートDVなど、若年層の暴力の定義や理解が不十分
- 困難女性支援法の趣旨を踏まえ、弱者・困難を抱える人への支援が重要

▶ **目標が一部未達成のため、引き続き取組が必要**

【参考】 国・東京都の動向

機関	分野	内容
国	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(R7.12月改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・接近禁止命令等の申立てをすることができる範囲の拡大 ・禁止命令の対象行為に連続したSNS等の送信を追加 ・保護命令違反の厳罰化 等
東京都	「東京都男女平等参画推進総合計画(案)」改定での検討過程	計画中「被害者の安全で安心できる生活のため関係機関等が状況に応じて連携し、切れ目のない支援を行うことが重要」との政策の方向性を設定

提言のポイント

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等の制度趣旨を踏まえた施策の提言が必要

提言 3, 4 へ

第6次施策体系の個別検証(目標2 配偶者・児童等へのあらゆる暴力を根絶する)

(施策の方向2) **児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策の推進** (対象計画:男女共同参画計画)

施策内容 ・虐待防止に向けた相談機会の提供や普及啓発活動の実施、関係機関との連携

意識・実態調査に基づく検討結果

指標	策定時の値 令和2(2020)年度	現状値(速報値) 令和7(2025)年度	目標値 令和8(2026)年度
虐待に関する相談件数(延べ件数)	児童:288件 高齢者:944件 障害者:31件	児童:123件 高齢者:1344件 障害者:269件	減少

【区民会議等での主な意見】

○課題解決型にとどまらず、暴力が生じる構造を明確にすべき

▶ 目標が一部未達成のため、引き続き取組が必要

【参考】 国・東京都の動向

機関	分野	内容
国	第5次男女共同参画基本計画(R2.12月改定)	「第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」「第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」の中で虐待防止対策について規定
	「第6次男女共同参画基本計画(案)」策定での検討過程	「第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」の中で虐待防止対策について規定
東京都	東京都配偶者暴力対策基本計画(R4.3改定)	児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策について規定

第6次施策体系の個別検証(目標2 配偶者・児童等へのあらゆる暴力を根絶する)

(施策の方向3) **ハラスメント・性暴力等の防止への取組の推進** (対象計画:男女共同参画計画)

施策内容

- ・ハラスメントの防止に向けた周知・各種相談等
- ・性暴力等の防止に係る啓発及び相談窓口の周知及び安全・安心なまちづくりの推進

意識・実態調査に基づく検討結果

指標	策定時の値 令和2(2020)年度	現状値(速報値) 令和7(2025)年度	目標値 令和8(2026)年度
ハラスメントに関する相談窓口を知らない人の割合	区民:21.3%	区民:21.3%	区民:16%

【区民会議等での主な意見】

- 性や人権に関する教育を、予防の観点から体系的に行う必要がある
- 「性文化」を社会としてどう育てるかという視点が欠けている

▶ 目標が未達成のため、引き続き取組が必要

【参考】 国・東京都の動向

機関	分野	内容
国	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律(R7.6月改正)【再掲】	求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対し、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることを事業主に義務付け 等
	「第6次男女共同参画基本計画(案)」策定での検討過程	「第3分野 女性の所得向上と経済的自立の実現」の中でハラスメント防止対策について規定
東京都	東京都女性活躍推進計画(R4.3月改正)	「4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止」の中でハラスメント防止対策について規定
	東京都配偶者暴力対策基本計画(R4.3月改正)	「3 セクシュアル・ハラスメント等の防止」の中でハラスメント防止対策について規定

提言のポイント

「ハラスメント防止対策」等に係る国や都の施策の方向性等を注視しつつ、区の地域特性を踏まえた施策の提言が必要

提言 5 へ

(施策の方向1) **女性のキャリア形成・就労の支援** (対象計画:女性活躍推進計画)

施策内容

- ・女性のキャリア形成支援としての講座や講演会等の実施及び国や東京都の様々な就労支援事業の活用促進
- ・起業を希望する女性に対する学習機会の提供

意識・実態調査に基づく検討結果

指標	策定時の値 令和2(2020)年度	現状値(速報値) 令和7(2025)年度	目標値 令和8(2026)年度
就業している女性の割合(会社経営・役員・自営業、正社員・正規職員、非正規職員)	区民:71.6%	区民:72.9%	区民:77%

【区民会議等での主な意見】

- 産業領域では、義務的な男女平等ではなく、イノベーションや便益の視点が必要
- 家庭では女性の発言力が増しているが、企業では依然として遅れている

▶ 目標が未達成のため、引き続き取組が必要

【参考】 国・東京都の動向

機関	分野	内容
国	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(R1.5月改正)	・一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大 ・特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設 ・ハラスメント相談を理由とする事業主による労働者への不利益取扱いを禁止 等
	「第6次男女共同参画基本計画(案)」策定での検討過程	「第3分野 女性の所得向上と経済的自立の実現」の中で、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進等による女性の参画拡大・男女の均等な機会の確保について規定
東京都	東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例(R5.12月制定)	・東京都男女平等参画基本条例を踏まえ、女性が活躍できる環境整備を図ることにし基本理念を定め、東京都、事業者、経済団体及び都民の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定める。 ・事業者の主体的な取組の促進と、性別による無意識の思い込みの解消に向けた取組を推進し、持続可能かつ性別にかかわらず誰もが生き生きと暮らす社会の実現に寄与する。

提言 6 へ

提言のポイント

女性活躍推進法等や東京都女性活躍推進条例等を踏まえ、女性のキャリア形成支援等の実施に関する提言が必要

(施策の方向2) **男性の働き方の見直しの推進** (対象計画:女性活躍推進計画)

施策内容

- ・男性が家庭へ積極的に参画するための学習機会や情報提供の実施
- ・男性の育児・介護休業取得促進に向けた奨励金の交付などの支援

意識・実態調査に基づく検討結果

指標	策定時の値 令和2(2020)年度	現状値(速報値) 令和7(2025)年度	目標値 令和8(2026)年度
男性の育児・介護休業に対する考え方において、「取得したほうがよいと思うが、現実的には休めない」と考える男性の割合	区民:35.9%	区民:21.8%	区民:31%

【区民会議等での主な意見】

○性差を「是正するもの」だけでなく「活かすもの」として捉え直したい

▶ 目標達成のため、指標の再設定が必要

【参考】 国・東京都の動向

機関	分野	内容
国	「第6次男女共同参画基本計画(案)」策定での検討過程	「第3分野 女性の所得向上と経済的自立の実現」の中で、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進等による女性の参画拡大・男女の均等な機会の確保について規定
東京都	東京都女性活躍推進計画(R4.3月改正)	「1 生活と仕事における意識改革」の中で、男性の家事・育児参画に向けた意識改革等として規定

提言のポイント

指標の目標を達成したことを踏まえ、「男性の働き方の見直しの推進」の要素を含めた新たな観点での提言が必要

(施策の方向3) **家事、育児、介護等と仕事の両立支援** (対象計画:女性活躍推進計画)

施策内容

- ・家事、育児、介護と仕事の両立に係る子育て相談の実施及び保育ニーズに対応した保育環境の整備
- ・介護をする人への支援として介護サービス等の実施

意識・実態調査に基づく検討結果

指標	策定時の値 令和2(2020)年度	現状値(速報値) 令和7(2025)年度	目標値 令和8(2026)年度
待機児童数(保育園・学童保育)	保育園:0人 学童保育:0人	保育園:0人 学童保育:0人	保育園:0人を継続 学童保育:0人を継続
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と思わない人の割合	区民:72.0%	区民:90.6%	区民77.0%

【区民会議等での主な意見】

○昼間人口・企業集積という千代田区の特徴をどう位置付けるか整理が必要

▶ 目標達成のため、指標の再設定が必要

【参考】 国・東京都の動向

機関	分野	内容
国	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(R7.4改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳～小学校入学前の子を養育する労働者が始業時刻・テレワークなどの柔軟な働き方を利用できるよう事業主に義務付け ・男性の育児休業取得状況の公表義務の対象の拡大 ・労働者等への仕事・介護の両立支援制度等の情報提供を事業主に義務付け 等
	「第6次男女共同参画基本計画(案)」策定での検討過程	「第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現」の中で仕事と家庭の両立支援制度について規定
東京都	東京都女性活躍推進計画(令和4年3月策定)	仕事と家庭の両立支援制度に係る支援を規定

提言 5,6へ

提言のポイント

指標の目標を達成したことを踏まえ、「家事、育児、介護等と仕事の両立支援」の要素を含めた新たな観点での提言が必要

(施策の方向4) **誰もが働きやすい環境づくりの推進** (対象計画:女性活躍推進計画)

施策内容

- ・ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- ・ワーク・ライフ・バランスを推進する区内企業等への支援

意識・実態調査に基づく検討結果

指標	策定時の値 令和2(2020)年度	現状値(速報値) 令和7(2025)年度	目標値 令和8(2026)年度
男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金の新規申請企業数	年8社(計28社)	年15社(計34社)	年8社(計40社)

【区民会議等での主な意見】

- ワーク・ライフ・バランスが実感できていない
- 企業の意識を「揺さぶる」取組が必要

▶ 目標達成のため、指標の再設定が必要

【参考】 国・東京都の動向

機関	分野	内容
国	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(R7.4改正)【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳～小学校入学前の子を養育する労働者が始業時刻・テレワークなどの柔軟な働き方を利用できるよう事業主に義務付け ・男性の育児休業取得状況の公表義務の対象の拡大 ・労働者等への仕事・介護の両立支援制度等の情報提供を事業主に義務付け 等
	「第6次男女共同参画基本計画(案)」策定での検討過程【再掲】	「第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現」の中で仕事と家庭の両立支援制度について規定
東京都	東京都女性活躍推進計画(令和4年3月策定)【再掲】	仕事と家庭の両立支援制度に係る支援を規定

提言 5,6へ

提言のポイント 指標の目標を達成したことを踏まえ、「働きやすい環境づくりの推進」の要素を含めた新たな観点での提言が必要

第6次施策体系の個別検証(目標4 地域社会におけるジェンダー平等を推進する)

(施策の方向1) **政策・意思決定過程における女性の参画の拡大** (対象計画:女性活躍推進計画)

施策内容

- ・審議会等における女性の参画に向けたポジティブ・アクションの推進
- ・特定事業主行動計画の推進

意識・実態調査に基づく検討結果

指標	策定時の値 令和2(2020)年度	現状値(速報値) 令和7(2025)年度	目標値 令和8(2026)年度
区の審議会等における女性委員の割合	31.20%	30.90%	40%以上60%以下
区職員の管理・監督者に占める女性の割合	合計:34.7%	合計:35%	合計:40%

【区民会議等での主な意見】

- 意思決定過程への少数派の参画は引き続き重点課題
- 千代田区は住民の多様性が高く、自治組織の改革が必要

▶ 目標は全て未達成のため、引き続き取組が必要

【参考】 国・東京都の動向

機関	分野	内容
国	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(R7.6月改正)	男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表について、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に対して義務化
	「第6次男女共同参画基本計画(案)」策定での検討過程	「第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の中で、地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大について規定
東京都	東京都女性活躍推進計画(令和4年3月策定)	「第2部第2章 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」の中で、政治・行政等あらゆる分野における女性の参画拡大について規定

提言7へ

提言のポイント

「女性の参画拡大」等に係る国や都の施策の方向性等を注視しつつ、区の地域特性を踏まえた施策の提言が必要

(施策の方向2) **ジェンダー平等の視点からの災害対策** (対象計画:男女共同参画計画)

施策内容

- ・「避難所運営協議会」等への女性の参画促進
- ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に対応した避難所運営

意識・実態調査に基づく検討結果

指標	策定時の値 令和2(2020)年度	現状値(速報値) 令和7(2025)年度	目標値 令和8(2026)年度
「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に対応した運営マニュアルを作成する避難所数	0箇所	全避難所15箇所	全避難所14箇所

【区民会議等での主な意見】

- 大規模災害の発生を前提に、男女共同参画の視点からの防災を強化すべき
- ジェンダー視点での防災対策、LGBTQへの配慮が不足

▶ 目標達成のため、指標の再設定が必要

【参考】 国・東京都の動向

機関	分野	内容
国	「第6次男女共同参画基本計画(案)」策定での検討過程	「第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進」の中で女性の視点からの災害対策について規定
東京都	東京都女性活躍推進計画(令和4年3月改正)	「第2部第2章 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」の中で、「防災・復興分野」「防災における男女平等参画の促進」について規定

提言のポイント

指標の目標を達成したことを踏まえ、「ジェンダー平等の視点からの災害対策」の要素を含めた新たな観点での提言が必要

第6次施策体系の個別検証(目標4 行動計画の推進体制を充実する)

(施策の方向1) 男女共同参画センターMIWの機能強化

施策内容

・相談、学習、情報収集及び提供、活動支援、交流支援、関係団体との連携

意識・実態調査に基づく検討結果

指標	策定時の値 令和2(2020)年度	現状値(速報値) 令和7(2025)年度	目標値 令和8(2026)年度
千代田区男女共同参画センターMIWを知っている人の割合	区民:30.3%	区民:33.5%	区民:35%

【区民会議等での主な意見】

OMIW等を核とした横断的展開を強調

▶ 目標は未達成のため、引き続き取組が必要

【参考】 国・東京都の動向

機関	分野	内容
国	独立行政法人男女共同参画機構法案及び同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(R7.6月改正)	地方公共団体が、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点となる男女共同参画センターの機能を担う体制の確保
	「第6次男女共同参画基本計画(案)」策定での検討過程	「第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」や「第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進」等、幅広い分野において男女共同参画の視点を取り入れる推進拠点となるよう規定
東京都	「東京都男女平等参画推進総合計画(案)」改定での検討過程	中間のまとめ(案)として「5 東京ウィメンズプラザの機能強化や様々な主体との連携強化」について規定

提言のポイント

国や都の施策の方向性等を注視しつつ、区の男女共同参画推進拠点として役割を果たす観点からの提言が必要

(施策の方向2) 計画の推進体制の充実

施策内容

- ・ジェンダー平等に関する意識・実態調査
- ・特定事業主行動計画の推進/・職員の人権・ジェンダー平等意識の向上に向けた研修

意識・実態調査に基づく検討結果

指標	策定時の値 令和2(2020)年度	現状値(速報値) 令和7(2025)年度	目標値 令和8(2026)年度
区男性職員の育児休業取得率	44.4%	90.5%	50%

【区民会議等での主な意見】

- 学校・企業・地域をつなぐ視点が重要
- 計画を「網羅型」から「戦略型」へ転換

▶ 目標達成のため、指標の再設定が必要

【参考】 国・東京都の動向

機関	分野	内容
国	男女共同参画社会基本法(現行)	<ul style="list-style-type: none"> ・第9条において、地方公共団体に求めることとして、「国の施策に準じた施策」及び「区域の特性に応じた施策」の実施を規定 ・第15条において、「男女共同参画社会の形成」に影響を及ぼすと認められる施策の策定を規定
東京都	東京都女性活躍推進計画(令和4年3月改正)	「推進体制」において「相談体制の整備」や、「区市町村や事業者等との連携」について規定

提言のポイント

指標の目標を達成したことを踏まえ、区の地域特性を考慮した新たな観点での提言が必要